



問 **本5階** 上下水道課 水道管理係 ☎0287-23-8713

▶ 水道料金

水道料金の支払い

納入通知書は、検針後、納入月の中旬頃発行されます。口座振替をご利用されている方は、検針月の25日(25日が土曜日、日曜日、祝日の時は、休日後の最初の営業日)に口座振替させていただきます。

●下水道（農業集落排水施設を含む）に接続している場合は、下水道使用料と合計した金額となります。

▶ 給水装置工事

▶ 給水装置使用者変更届

※上記の手続きにつきまして、オンラインによるお申込み受付をご利用になれます。市のホームページ《オンラインサービス》水道インターネット受付からお手続きください。

依頼する工事で他人の給水装置から分岐したり、他人の土地を通過する場合等利害関係人がある場合は、工事申し込みの際、利害関係人の承諾が必要となりますので、あらかじめ利害関係人の承諾を得てから工事を依頼してください。

▶ 給水装置所有者変更届

給水装置所有者の名義が変わる場合、給水装置所有者変更届を上下水道課へ提出してください。その際、新しい所有者および現在の所有者の本人確認書類が必要です。給水装置所有者変更届は市ホームページよりダウンロードできます。

新規に給水装置を設置する場合は、工事費のほかに水道加入金、設計審査手数料および竣工検査手数料が必要となります。

市指定工事店一覧は市ホームページに掲載しておりますが不明な場合は、上下水道課にお問い合わせください。

▶ 漏水

前回の検針に比べて大幅に使用量が増えた場合は、漏水の可能性があるので次のように確認してください。

1. すべての水道蛇口を閉める。
2. 水道メーターを確認し、メーターの針が動いていないか確かめる。

メーターの針が動いていたら漏水の可能性がります。

お知り合いの市指定工事店または、その建物を施工した業者にお問い合わせください。

市指定工事店の一覧は、大田原市のホームページに掲載しております。

その他、宅地内または道路上の水道管の漏水を発見した時は、次の連絡先にご連絡ください。その際、以下の点についてお知らせください。

連絡事項

住所／氏名／漏水の状況／電話番号等

連絡先

平日 午前8時30分～午後5時15分

上下水道課 ☎23-8713

〈廣告〉_____



土曜日、日曜日、祝祭日および夜間休日の場合

大田原管工事工業協同組合

※本管漏水工事のための待機業者であるため、宅内工事はすぐに対応できない場合があります。

☎090-7234-4462

給水装置は、お客様の財産です。維持管理はお客様に行っていただきます。

漏水軽減

漏水の修理箇所によっては、水道料金の軽減対象となる場合があります。詳しくは上下水道課にお問い合わせください。

〈 広告 〉

大田原管工事工業協同組合
〒324-0043 大田原市浅香3-3578-747
TEL 0287-47-7611 FAX 0287-47-7613
E-mail:ootawarakankouji@outlook.jp

・塩那エンジニアリング株 0287-23-1827	・(有)金堀設備工業 0287-22-3590	・株式会社ニテック・フカヤ 0287-47-5520
・(有)三幸設備 0287-54-1612	・(有)小畑水工所 0287-98-2537	・(有)関屋設備 0287-59-0872
・大橋総設工業株 0287-23-3100	・(有)上田幸設備 0287-22-4224	・株式会社橋工業 0287-29-0227
・株式会社伊藤電設 0287-22-4111	・株式会社三和電気工業所 0287-23-4620	・(有)田積設備工事 0287-23-0382
・(有)菊池設備工業 0287-23-4131	・株式会社藤本建設 0287-23-6272	・国井設備工業 0287-28-1877
・(有)野崎工業 0287-48-7233	・(有)大田原設備メンテナンス 0287-23-1674	・株式会社みずほ 0287-47-5888
・西崎工業 0287-59-0524	・株式会社蜂巣設備 0287-98-2336	・(有)マコト設備工業 0287-23-2523
・株式会社郡司工業 0287-24-2655		

守りたい快適な暮らしと
豊かな自然
未来へつなぐ大きな架け橋

**総合設備業
大橋総設工業株**
O. A. P. E

- ・冷暖房空調設備
- ・給排水衛生設備
- ・電気設備
- ・設計施工保守

〒324-0057 大田原市住吉町2-4-24
TEL:0287-23-3100 FAX:0287-23-3102



各種ボーリング工事
各種ポンプ工事
給排水衛生設備工事
空調設備工事
浄化槽設備工事
各種プラント設備工事
不動産業

塩那エンジニアリング株式会社
Enna Engineering Co., Ltd.
大田原市南金丸1897-1
TEL.0287-23-1827
FAX.0287-22-7480
ホームページ 塩那エンジニアリング 検索

快適な暮らしは
水 まわりから

「安心の地元指定工事店」
栃木県知事（般）第15744号

(有)金堀設備工業

工事設計施工 給排水・衛生設備・冷暖房・空調設備
南金丸404 TEL 0287-22-3590

公共下水道

公共下水道が整備されると、トイレ・風呂場および台所等の生活排水等の汚水が速やかに処理されます。これにより、悪臭や蚊、ハエ等の発生を防ぐことができ、快適な生活を送ることができます。

公共下水道が使えるようになると、汚水を下水道に流せるようにできるだけ早く排水設備を設置しなければなりません。また、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造するように義務付けられています。

排水設備の工事

排水設備の工事は、市から指定を受けた下水道排水設備指定工事店が行うことになっています。また、下水道排水設備指定工事店へ工事の申し込みをしますと、市への手続きや関係書類の作成等を代行してくれます。

市指定工事店の一覧は、大田原市のホームページに掲載しております。

水洗便所改造資金融資あっせん制度

市では下水道の普及促進を図るため、くみ取りトイレを水洗トイレに改造または尿浄化槽を廃止し公共下水道に接続する場合、工事に必要な資金の「融資あっせん」を行っています。融資あっせん制度とは、申請者が金融機関から工事に必要な資金を借入し、利子を市が負担する制度です。

ご希望の方は、下水道排水設備指定工事店への工事申し込みの際、お気軽にご相談ください。

下水道使用料

公共下水道への接続工事が完了し、汚水を公共下水道に流すようになると、下水道使用料がかかります。下水道使用料は水道料金と併せてお支払いいただきます。

受益者負担金

公共下水道は道路や公園等の公共施設と違い、利用者が特定の人に限定されてしまいますので、この利益を受けられる区域の皆様に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、さらに下水道の建設を促進しようというのが、「受益者負担金制度」です。

私道への公共下水道工事

市では私道にも公共下水道を設置いたしますが、2戸以上の接続予定がある等の条件があります。

詳細については、事前に上下水道課にご相談ください。

農業集落排水事業

農村地域における農業用水の水質保全やトイレの水洗化等の生活環境の改善を図るため、生活排水を処理する農業集落排水事業について、下記の3ヶ所で整備が完了し供用しております。

施設名

- 金丸地区農村クリーンセンター
- 川西第1クリーンセンター
- 川西第2クリーンセンター

井戸水等自家水の使用

井戸水等の自家水を排水している場合、世帯人員により汚水量が決まります。世帯人員の変更や自家水を使用しなくなった場合は、下水道管理係までご連絡ください。

個人が設置する浄化槽設置整備費の補助 問2階 生活環境課 環境保全係 ☎0287-23-8775

大田原市浄化槽設置整備費補助金

公共下水道事業計画区域、特定環境保全公共下水道事業計画区域並びに農業集落排水事業処理区域を除く市内において、生活排水を処理するために合併処理浄化槽を設置する一般家庭に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、個人費用の軽減を図っています。

補助額

- 5人槽 332,000円
- 7人槽 414,000円
- 10人槽 548,000円

※単独処理浄化槽からの転換の場合は、その撤去費を加算（上限90,000円）。

〈 広告 〉

業務内容

- 一般廃棄物収集運搬（し尿・浄化槽内汚泥・汚水）
- 浄化槽保守点検 ●浄化槽設備工事
- 浄化槽修理工事 ●上下水管工事

☎ 0287-22-3378
☎ 0287-28-6585
📍 大田原市城山2-15-27

CLEAN water, BRIGHT future.

地域の住み良い環境づくりに貢献し
次の世代に美しい水環境を渡すために

協業組合 環境整美公社
住みよい地域社会づくりに貢献

【本社】大田原市今泉429番地17
TEL:0287-23-3231 / FAX:0287-23-3664

【那須営業所】那須郡那須町大字富岡33番地
TEL:0287-74-0516 / FAX:0287-74-0268

暮らしを支える「水」を大切に使う

近年、川の水の量が減少したり水質が悪化したりなど、
水に関わるさまざまな問題があります。
健全な水循環を守るために、できることから始めてみましょう。



水資源を守るためにできることを考えよう

① 節水する

- ・洗濯の回数を減らし、まとめて洗う
- ・歯磨きやお風呂のとき、水を流したままにしない
- ・水洗トイレの大小レバーを使い分ける

② 汚れのもとを流さない

- ・食器の油汚れは、紙で油分を拭き取ってから洗う
- ・排水口には水切りネットをつけて、調理くずを流さない

③ 地域の川や水源を守る

- ・川や湖にごみを捨てない
- ・地域の水路や川の清掃活動、草刈り活動などに参加する



出典元：政府広報オンライン「飲み水はどこから？使った水はどこへ？暮らしを支える「水の循環」」

<https://www.gov-online.go.jp/article/201507/entry-8593.html>

海のプラスチックごみを減らそう

ポイ捨てなど不適切に処分されたプラスチックごみが大量に海に流れ出て、
環境を汚し、生き物にも悪影響を及ぼしています。
海のプラスチックごみを減らすためにできることを考えてみましょう。

- ★ マイバッグを持参する
- ★ マイボトルを持ち歩き、プラスチックのカップのごみを減らす
- ★ プラスチック製のストローの使用を控える
- ★ 食品の保存はふた付き容器を使い、ラップの使用を減らす
- ★ 海・川・山のレジャーではごみを持ち帰る
- ★ 河川敷や海岸の清掃活動に参加する
- ★ ごみは所定の場所・時間に、分別して出す



出典元：政府広報オンライン「海洋プラスチック問題の解決策。マイボトルやマイバッグから始めるプラスチックとの賢い付き合い方！」

<https://www.gov-online.go.jp/article/202510/entry-9656.html>